

経営強化法による支援をバックアップ

新たな事業活動を支援する経営革新支援や新連携支援などに加え、本業の成長を支援する経営力向上支援にかかる計画書作成のアドバイスを行っています。
経営革新や新連携の承認、経営力向上計画の認定を受けると、さまざまな支援措置を受けることができます。

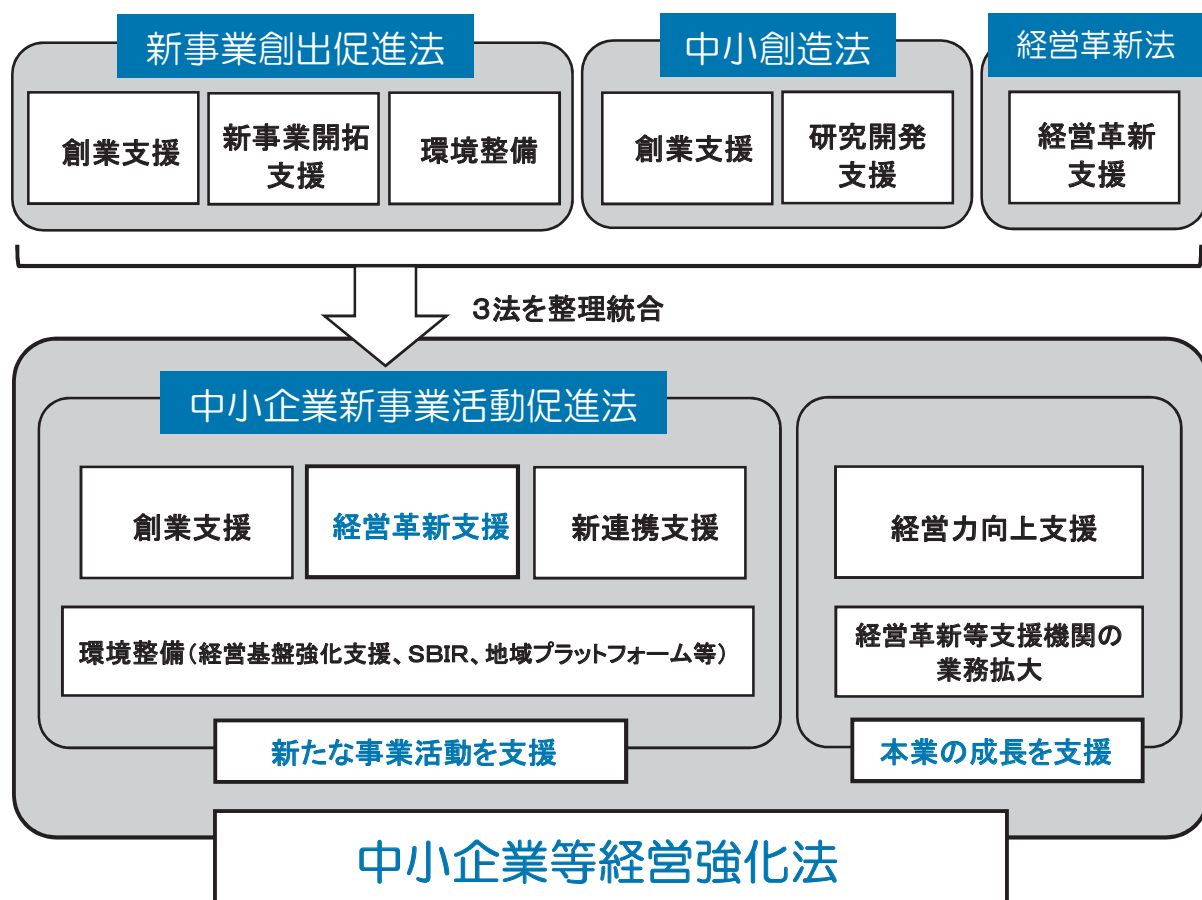
中小企業等経営強化法とは？

※「中小企業庁 今すぐやる経営革新」より抜粋

昨年、「中小企業新事業活動促進法」が改正され「中小企業等経営強化法」が施行されました。「中小企業新事業活動促進法」は、「創業」、「経営革新」、「新連携」といった新たな事業活動の促進を柱とした法律で、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の3つの法律が整理統合されたものでした。

「中小企業等経営強化法」では、従来の新たな事業活動への支援に加えて、これまで支援対象となっていなかった「本業の成長」への支援が規定されました。

本業の成長を図るために、国が定めた基本方針・事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）を作成し、国の認定を得た事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



①経営革新承認支援

経営革新計画の承認のために、計画書作成のアドバイスを行っています。
経営革新計画の承認を受けると、さまざまな支援措置を受けることができます。

経営革新とは？ ※「中小企業等経営強化法」より

経営環境の変化に対応し将来にわたって企業を発展・成長させていくため、
「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。

新事業活動とは？



4つの新たな取り組みのことをいいます。

- ①新商品の開発または生産
- ②新役務の開発または提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

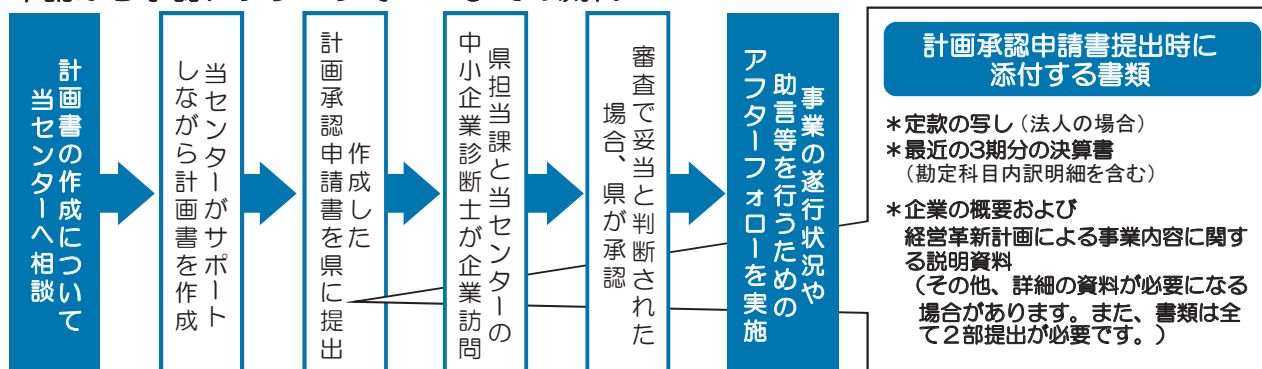
経営の相当程度の向上とは？



次の2つの指標が計画期間である3～5年で
一定以上向上することをいいます。

計画終了時	「付加価値額」または「1人あたりの付加価値額の伸び率」	「経常利益」の伸び率 ※営業外収益は除く
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

申請から承認アフターフォローまでの流れ



経営革新計画の承認を受けるメリットや支援措置

経営革新の承認を受けると、計画期間中、次のような支援策を受けることが可能になります。
（ただし、利用を希望する支援策ごとに、実施機関の審査が別途必要となります）

◎保証・融資の優遇措置

信用保証の特例
日本政策金融公庫の特別利率による融資など

◎投資の支援措置

起業支援ファンドからの投資
中小企業投資育成㈱からの投資

◎補助金審査等での評価

県の補助金等の審査における一定の評価
ものづくり補助金等の審査における一定の評価

◎海外展開に伴う資金調達の支援措置

スタンドバイ・クレジット制度
中小企業信用保険法の特例
日本貿易保険による支援措置

◎販路開拓の支援措置

販路開拓コーディネート事業での支援
新価値創造展（出展審査時に一定の評価）

◎その他の優遇措置

特許関係料金減免制度

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 総合相談・コンサルグループ

TEL 0776-67-7425 FAX 0776-67-7429

②新連携認定支援

経済産業局への新連携の認定申請を支援します。

新連携の認定を受けると、補助金（補助率2/3）など様々な支援策を受けることができるほか、事業化に至るまで中小企業基盤整備機構のバックアップを受けることができます。

新連携とは？

※「中小企業等経営強化法」より

異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ること。

◆認定の要件

※中小企業庁HPより

異分野	日本標準産業分類における細分類(4桁)が異なる ※ 同分類でも持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は、経営資源の実質的内容により判断
新事業活動	・新商品の開発又は提供 ・新役務の開発又は提供 ・商品の新たな生産又は販売方式の導入 ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 ※新事業分野開拓が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動であること。 既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業は対象外。
新事業分野開拓	・新事業活動によって、市場において事業を成立させること ・需要が相当程度開拓されることが必要であり、具体的な販売活動が計画されている など、事業として成り立つ蓋然性が高く、継続的に事業として成立すること ※事業計画は3年間～5年間
財務面	新事業活動により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なるものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげること。
連携体	・中核となる中小企業(コア企業)が存在し、2以上の中小企業が参加すること。 ・大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能（ただし、半数以上が中小企業） ・参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。 ・単に共同購買を行うのみ等の新たな事業活動の創出につながらない連携や、親事業者と下請事業者の取引関係、通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士については、支援対象外。

認定を受けた企業等への支援

◎保証・融資の優遇措置

日本政策金融公庫による低利融資
信用保証の特例

◎補助金等

商業・サービス競争力強化連携支援事業
(新連携支援事業)

◎海外展開に伴う資金調達の支援措置

スタンドバイ・クレジット制度

◎投資の支援措置

中小企業投資育成株式会社の特例

◎その他の優遇措置

特許関係料金減免制度

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 総合相談・コンサルグループ

TEL 0776-67-7424 FAX 0776-67-7429

③経営力向上計画の認定支援

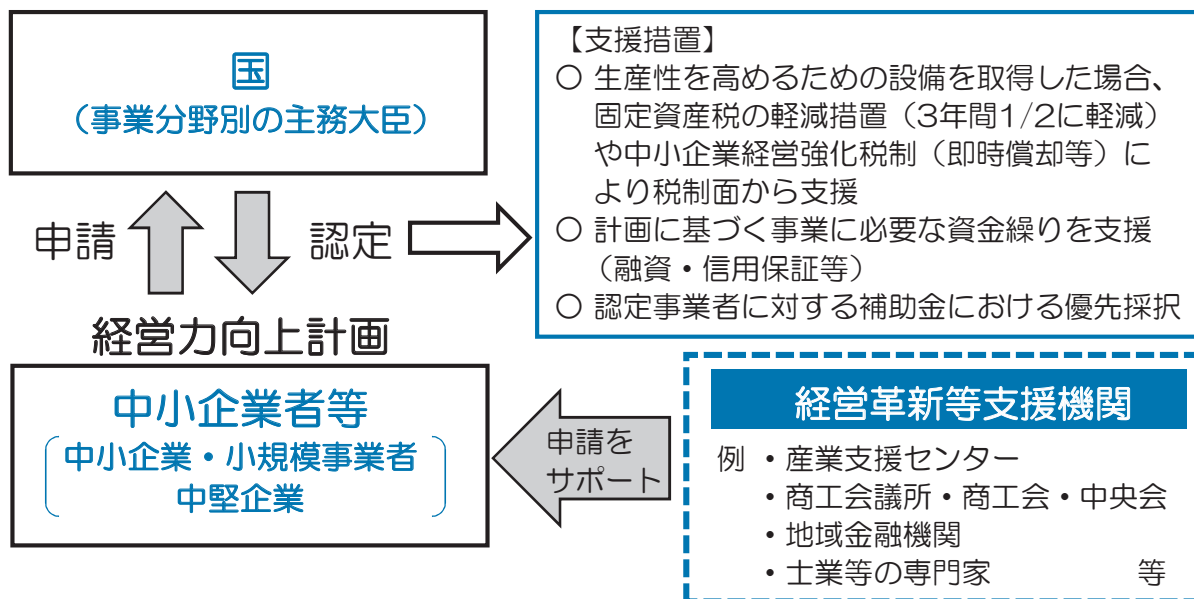
経営力向上計画とは？

※「中小企業等経営強化法」より

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることが可能になります。支援センターでは、計画作成をご支援しています。

中小企業庁「経営力向上計画策定の手引き」より

制度の概要と支援措置



制度利用のポイント

【ポイント1】申請書様式は2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（産業支援センター、商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

○その他・・・補助金等の審査の際にプラス評価される場合があります。

※支援措置について、詳しくは中小企業庁HP「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 総合相談・コンサルグループ

TEL 0776-67-7424 FAX 0776-67-7429